

北海道文教大学・北海道文教大学大学院アドミッション・センター規程

(平成28年8月30日 則 第3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道文教大学・北海道文教大学大学院アドミッション・センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、北海道文教大学・北海道文教大学大学院（以下「大学・大学院」という。）における入学試験選抜体制を充実・強化し、且つ入学試験全体の検証・分析を専門に行い、高大接続も視野に入れた新たな入学試験選考方法及び評価等について多面的・総合的に行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 大学・大学院入学試験全般の検証及び分析を行い、定員管理の検証に資する事項
- (2) 大学・大学院入学試験における成績評価の妥当性の検証に関する事項
- (3) 大学・大学院入学試験における試験区分入学者の追跡調査を分析し、試験区分の検証及び高大接続の成果検証に関する事項
- (4) その他、入学試験及び成績評価に関する事項

(構成員)

第4条 センターは、次の職員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センター室長
- (4) その他の教職員

(大学学部教員2名、大学院教員1名、入試広報部長、系列高等学校長)

(センター長等)

第5条 センター長は、学長をもって充てる。

2 センター室長は、センターの教職員の中から、学長が指名する。

(センター長等の職務)

第6条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 センター室長は、第3条に規定する入学試験全般の検証及び分析の専門的業務を行う。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、入試広報部入試広報課が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事会が行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成28年8月30日から施行する。